

鹿児島大学医学部スキルスラボ物品貸出しに関する申合せ

(趣旨)

第1条 鹿児島大学医歯学教育開発センター（以下「センター」という。）において管理する医学教育用の物品を、学内外における臨床医学教育に関する会議、会合または行事（以下「会議等」という。）に貸し出す場合の取扱いに関して必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(医学教育用の物品)

第2条 この要項において貸し出すことの出来る物品は、センターが管理する人体模型等の医学教育用の物品（以下「教育用物品」という。）とし、別表のとおりとする。

(貸出しの範囲)

第3条 センター長は教育用物品の貸出しについて、次の各号のいずれかに掲げる用途に使用する目的で申請のあった場合には、その申請を受理するものとする。

- 一 医学部及び医学部・歯学部附属病院（以下「医学部等」という。）又はその教職員が主催する会議等で使用する場合
 - 二 医学部等で行う授業又は試験で使用する場合
 - 三 医学部等の職員が関係する学会又はその他の学術団体が主催する会議等で使用する場合
 - 四 医学部等以外の機関又は研究団体が主催する会議等で使用する場合
 - 五 前各号に定めるものの他センター長が適当と認めた会議等で使用する場合
- 2 センター長は、教育用物品の貸出しが次の各号のいずれかに該当する場合には、申請を受理しない。
- 一 本学の教育活動に支障が生ずると認められる場合
 - 二 当該物品の管理に支障が生ずると認められる場合
 - 三 センターのスキルスラボの運営に支障が生ずると認められる場合
 - 四 会議等の開催の趣旨が営利を目的とする場合
 - 五 その他教育用物品を貸し出すことが不適当であると認めた場合

(使用申請)

第4条 教育用物品の貸出しを希望する者は、医学部等の職員を通じて、使用申請書をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 教育用物品の貸出しに係る申請は、センターにおいて、使用予定日の一週間前まで受け付けるものとする。

(使用承認)

第5条 センター長は、第4条第1項の申請書の提出があった場合は、使用の目的などを審査し、当該貸出しを適当と認めたときは、使用を承認する。

- 2 使用承認の通知は、物品使用許可書を交付することにより、申請者に通知する。
- 3 上記貸出しに際して、必要と認める場合には、使用条件等を付すことができる。

(教育用物品の使用)

第6条 第5条により教育用物品の使用を承認されたもの（以下「使用者」という。）は、使用許可書を提示し、センターにおいて平日の午前9時から午後5時までの間に、使用を承認された物品を受領するものとする。

- 2 使用者は、教育用物品の使用が終了した時は、速やかにセンターに返却しなければならない。この場合において前項に規定する時間以外の返却は認めない。

- 3 使用者は、教育用物品の使用を承認された後に、当該物品の使用に係る日時等を変更するときは、速やかにセンターに連絡の上、第4条第1項に規定する使用申請を再度行わなければならない。
- 4 使用者は、教育用物品を大切に管理し、紛失、破損等の事故があった場合は、速やかにセンターに連絡し、その指示を受けなければならない。

(使用者の責務)

第7条 使用者は、貸出しを受けた教育用物品の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承諾された使用目的以外に使用しないこと
- 二 他人に転貸しないこと
- 三 物品の使用方法に従い物品の保全に務めること
- 四 貸出し期限及び決められた時間内の返却を遵守すること
- 五 その他貸出しにあたり付された使用条件を厳守すること

(使用承認の取消し等)

第8条 センター長は、使用者が第7条に掲げる事項に違反したと認められる場合、若しくは違反する恐れがあると認められる場合は、使用の承認を取り消し、使用を中止させることができる。

(損害賠償)

第9条 使用者が故意又は重大な過失により、使用した教育物品及び当該物品に付帯する設備(以下「教育用物品等」という。)を滅失、破損若しくは汚損し、又は使用承認書に付された条件に違反したことにより教育用物品等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、教育用物品の貸出しに関し必要な事項は、センター長が定める。

附則